お知らせページ

犬の放し飼いなどきびしくなりました

六月一日から新潟県では、動物保護管理条例を定めました。この条例の主な内容は、

◎犬の飼い主は、犬を常につないでおくこと。

◎犬の飼い主は、犬小屋を設けなければなりません。

◎道路、公園、広場など大ぜいの人の利用する場所は、飼い犬により汚してはいけません。

◎飼い犬が人に危害を加えたときは、すぐに、その犬を獣医師に検診してもらって、その実情を県知事に届け出なければなりません。

◎動物を捨てると、法律で罰せられます。

◎飼えなくなった犬や猫は、誰か別の飼育者を捜すか、やむをえないものは保健所で引きとりますので、決められた日に引き取ってもらいましょう。

犬は毎月一回（十月は狂犬病予防注射のため引き取らない）猫は七月、十一月、三月の三回で引き取ります。

◎引取手数料は、成犬、成猫一匹につき千円、子犬、子猫は十匹まで千円（十匹を超えたときは二千円）です。

◎返還手数料は一匹につき三千円（飼い犬を野放しにしたりして捕まり、返してもらうとき）

飼い主は、人の迷惑にならないように、十分気をつけて可愛がってください。

犬の引取日

9月は19日です

九月の犬の引取日は、標記のとおりです。午前中に受付け、午後から保健所が引き取ります。

あなたも警察官に!!

只今募集中です

新潟県警察では、来年四月一日に採用予定の警察官を募集しています。

一、受付期間

八月十五日から九月二十四日迄

二、試験日

十月二日（日）

三、受験資格

昭和25年4月2日から昭和35年4月1日までに生れた男子で、高校卒業程度の学力を有する者であれば、学歴は問いません。

四、勤務地等

勤務先は、受験者の希望により県内、警視庁、埼玉、神奈川、千葉の各県警です。

くわしいことは、白根警察署又は、月潟駐在所におたずねください。

納期のお知らせ

8月納期の村税は次のとおりです。

31日まで納付して下さい。

村県民税　第2期

税務課

広報をあなたの指定するところまで送ります。

広報つきがたは，7月22日付で第三種郵便物になりました。

これを記念して，広報つきがたをあなたの指定するところへ毎月送ることにしました。

料金等は，次のとおりです。ご希望の方は企画室までお申し込みください。

◎料金は1年分700円です。

◎申込書は企画室にあります。

おめでた　おくやみ

七月一日～七月三十一日受理

◎生れた人

氏名	保護者	部落名
田中　利尚	昭二	月潟
田中　淳子	太一	木滑
野内二三子	新一郎	東長嶋
鏡　文昭	耕造	大別当
神保　智美	則男	釣寄
青柳　吉則	敏郎	月潟

◎およろこび

氏名	世帯主	部落名
赤塚　郷士	郷士	新潟市
中島　弘子	勘一	月潟
高木　義之	孫市	木滑
土田　恵子	仲市	巻町

◎おくやみ

氏名	齢	世帯主	部落名
小林　春次	70	博	月潟
高木美知子	27	仁市	釣寄

◇落しものコーナー◇

ここに掲載の落しものは、白根警察署に保管中です。

①六月二十九日▼カバン（三、〇七四円在中）白根市五六の町

②七月六日▼がま口（七、二五九円）白根市中央通り

③七月十四日▼財布（四、八〇〇円）白根市三の町

④七月十一日▼腕時計、月潟村大字下曲通

⑤七月二十一日▼現金（五、五〇〇円）白根市桜町

⑥七月二十一日▼現金（五、〇〇〇円）白根市山崎興野

⑦七月二十二日▼現金（二〇、〇〇〇円）白根市神屋

⑧七月二十七日▼小型バック（化粧品、村営プール入場券、弥彦神社御守等在中）月潟村新道

他に7月中に自転車六台

心あたりの方は白根警察署へ電話「白根局」72二一、一二一番